

福祉事業所でも受注中心の事業所  
手作り品製造販売中心の事業所でも  
インボイス制度の対応が必要です！

無料

オンライン形式

# インボイス制度導入 に伴う会計研修

このような福祉事業所は是非ご参加ください

- 受注作業の料金請求の際、取引先に請求書を発行している
- 委託販売を取り扱っているお店に商品を納品して販売してもらっている
- 消費税を払っていないけど発行する請求書は全て税込で作成している

インボイス制度に関する研修は今回で最後です。

経理処理に不安を感じている担当者の方、お待ちしております。

**日時** 2022年11月8日(火) 13時30分～16時30分

**開催方法** 「ZOOM」web会議形式にてセミナー内容をライブ配信

- ▶ 申込締切日までに参加申込書にてメールアドレス等をご報告ください。後日、ZOOMのミーティングID等をメールでお知らせします。
- ▶ ZOOMがインストールされている端末（PC、タブレット、スマートフォンなど）を使用してご参加ください。

**対象** 就労継続支援事業所の  
経理担当者、管理者、サービス管理責任者

**内容**

1. 消費税の仕組みおよび仕入税額控除について
2. インボイス制度（適格請求書等保存方式）について
3. 福祉事業所における今後の対応策

**講師** 坂本 & パートナース会計事務所

参加をご希望の方は裏面よりお申込みください。（〆切：11月1日）

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター  
〒260-0856千葉市中央区亥鼻2-9-3 <http://jusan-kassei.or.jp>

TEL:043-202-5367

FAX:043-202-5368

E-mail:center@jusan-kassei.or.jp